

# 「第4波」非常事態宣言

## ～変異株の脅威から皆様を守るために～

### (抜粋)

令和3年4月23日決定  
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 本県の変異株陽性率は「62%」、1週間で倍増。

本県の新規感染者数は、じわじわと増加傾向にあり、このところの急激な変異株陽性率の上昇からみて、関西圏のような「感染の急拡大」とこれに伴う「病床のひっ迫」が現実味を帯びています。

II 若者も、高齢者も、新型コロナの脅威から逃れられない。

<若者>

「倦怠感や脱力」、「睡眠障害」、「味覚障害」、「脱毛」といった後遺症に苦しむ例が国内外で多数報告

<高齢者>

新型コロナウイルスによる県内の「70代以上の高齢者の死亡率」は「13.8%」と、極めて高い水準

III 大型連休は「密」になる機会を徹底的に避け、慎重な行動を！！

IV 対策期間

4月26日（月）から5月11日（火）までを対策期間とします

※ 今後、必要があると判断した場合は、躊躇なく、追加的な措置を検討

# 「第4波」非常事態対策 (抜粋)

令和3年4月23日決定  
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 「新しい行動様式」の徹底

大前提として、『「基本的な感染防止対策」(マスク、手指衛生、三密回避、体調の管理)の徹底継続』を。  
現在急増している変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。

### (1) 昼夜を問わず、「飲食」「外出」「県をまたぐ移動」については、 慎重に判断

- ・ 飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。家族やパートナーであっても警戒を。大人数を避けて。
- ・ 「県をまたぐ不要不急の移動」は控える。
- ・ 特に、「緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域」(関西、関東、愛知県など)への不要不急の移動は自粛・延期(ビジネスも同様)。

### (2) 大型連休の行事の感染防止対策を徹底

#### ＜飲食・カラオケ＞

- ・ 友人同士、親戚同士の大勢の会食は自粛。
- ・ 「バーベキュー」は、室内を含め自粛。
- ・ 路上・公園などにおける集団での飲酒等の禁止。
- ・ 飛沫感染のリスクが高い「カラオケ」は、「マスク・カラオケ」を徹底。これができない場合は自粛。

(参考) 以下は、以前、個別にお知らせ・情報発信した内容と同様です。

## 飲食店をはじめとして、感染防止対策を徹底

- ・ **飲食店等に対し、営業時間の短縮を、特措法第24条第9項に基づき要請。**

・対象業種：①飲食店 ・飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等 ②遊興施設等 ・バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
・要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)
・対象エリア：変異株や新規感染者の発生状況を勘案し、以下の9市 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、 土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、
・要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間）
・協力金：一日あたり以下の金額とする。 1店舗あたり中小企業：2.5万円～7.5万円 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円。中小企業も選択可)
※全期間時短を実施した場合のみ支払う。 ※ただし、27日及び28日からの開始についても認める。 その場合の支給額は15日分ないしは14日分とする。

- ・ **その他の業種に対しても、営業時間の短縮等の協力を依頼。**

・対象業種及び要請内容	
対象業種	要請内容
運動施設、遊技場	・営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設）	・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下
1,000 m <sup>2</sup> を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除く。）	
1,000 m <sup>2</sup> を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービス業を除く。）	
	・営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)
・要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間）	
・対象エリア：飲食店等の対象エリアに同じ	